

議案第56号

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、人事院規則の一部改正に鑑み、特定新型インフルエンザ等に係る衛生検査等手当の特例を設ける必要があるによる。

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び5項を加える。

（特定新型インフルエンザ等に係る衛生検査等手当の特例）

- 12 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を除く。）のうち市長が定めるものをいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事した場合は、衛生検査等手当を支給する。
- 13 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）以内において規則で定める。
- 14 附則第12項の場合においては、次に掲げる手当は支給しない。
 - (1) 第14条第1項の規定による衛生検査等手当（同項第4号に掲げる場合に係るものに限る。）
 - (2) 第23条第1項の規定による消防業務従事手当（規則で定める消防業務に係るものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める手当

15 職員が同一の日に、附則第12項の手当が支給される作業のうち規則で定める2以上の作業に従事した場合の手当の取扱いについては、規則で定める。

16 附則第12項の手当については、この手当が支給される作業に従事した時間が3時間未満の場合は手当額の半額を支給する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。